

三木ショッピングセンター

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年1月22日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社マルヨシセンター 高松市南新町4番地の6 讃岐三木商業協同組合 木田郡三木町大字鹿伏310番地		
大規模小売店舗の名称及び所在地	三木ショッピングセンター 木田郡三木町大字鹿伏310番地		
変更しようとする事項	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場の位置及び収容台数		
	変更前	駐車場①	122台
		駐車場②	43台
		駐車場③	139台
		合 計	304台
	変更後	駐車場①	38台
		駐車場②	43台
		駐車場③	139台
		合 計	220台
変更年月日	平成26年9月10日		
変更理由	駐車場①の一部をイベント用スペースとして利用できるようにするため。		

2 届出年月日

平成26年1月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三木町産業振興課
縦覧期間	平成26年1月22日から平成26年5月22日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年5月22日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び三木町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ